

2020年7月1日

協力会社の皆様へ

西松建設株式会社

職長を対象とした通信料補助のお知らせ

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、協力会社の職長の皆さまを対象とした通信料補助制度を開始します。この制度は当社が指定する現場効率化アプリを職長が使用することにより、当社職員と協力会社の職長が工程情報を共有し、現場の生産性向上を目指す取り組みです。職長1名に月額1,000円を支給します。

詳細については、下記の通りです。

敬具

記

1. 対象者

現場の指定する現場効率化アプリを利用し、施工に関わる連絡調整を行う職長

2. 対象時期

2020年7月1日より

3. 申請方法

指定書式（エクセルデータ）を指定のメールアドレスに添付して送信

指定書式は下記URLからダウンロード

URL <https://www.nishimatsu.co.jp/partner>

※詳細は「申請の手引き」およびQ&Aを参照のこと

4. 問い合わせ先

本社経営企画部 Nネットサポート課

※弊社ホームページのお問い合わせフォームよりご連絡ください。

お問い合わせフォームURL <https://www.nishimatsu.co.jp/contact/procurement.php>


以上

データ通信料補助 申請の手引き

支給要件

- 対象者 現場の指定する現場効率化アプリを利用し、施工に係る連絡調整を行う職長
- 支給額 月額 1,000 円

申請について

- 申請期間 年度上半期使用分（4月から9月）締切日：10月10日まで必着
年度下半期使用分（10月から翌年3月）締切日：4月10日まで必着
- 申請書 通信料補助申請書（エクセルデータ）を社外ホームページよりダウンロード
URL：<https://www.nishimatsu.co.jp/partner/>

- 申請方法 指定書式に入力の上、指定のメールアドレスに添付して送信
メール本文に会社名、担当者名、連絡先電話番号を入力すること
指定メールアドレス：nishi_commfee@nishimatsu.co.jp
- 注意事項
 - ※ 一次協力会社がまとめて申請します。なお、二次以降の職長が利用している場合、当社と直接契約関係のある一次会社が申請してください。
 - ※ 2020年7月1日以降の利用が支給対象となります。
 - ※ 一人で複数台の端末を利用していても一台分の支給となります。
例えば、iPad と iPhone の 2 台を利用していても 1 台分の支給となります。
 - ※ 書面による郵送や現場等へ直接持参されても受領できません。
 - ※ **初回は2020年7月利用分から9月利用分を2020年10月10日までに申請してください。**

支給について

- 支払先 弊社と直接契約関係がある1次下請事業者の指定振込口座に支払います。
- 支払日 支払条件によります。詳細は支払通知書に記載されます。
- 注意事項 検証の結果、支払明細が確認できない場合、支給の対象とはなりません。

問い合わせ先

弊社ホームページの「問い合わせフォーム」よりご連絡ください。
<https://www.nishimatsu.co.jp/contact/procurement.php>

Q & A（通信料補助）

<目的>

- どうしてこのような制度が始まるのか。
 - 現場の生産性を向上するため、様々な取り組みを行っている中、現場効率化アプリの利用を促進しています。
 - その一助として、現場効率化アプリを使用する職長さんにデータ通信料の一部として月額 1,000 円を支給する制度を始めます。

<対象>

- 対象となる「現場効率化アプリ」はどのようなものか。
 - Buildee や direct、Aquick になります。当社では、作業効率化のため Buildee の利用拡大を進めています。なお、LINEなどのアプリは対象外となりますので、ご注意ください。
- スマートデバイスの所有者は誰でも良いのか。
 - はい、職長さん個人の所有物でも、会社からの貸与物でも構いません。
- 職種上、一か月に一日しか現場で作業をしないが支給対象となるのか。
 - なります。ただし、職長として、現場効率化アプリを利用し、現場に携わる期間を対象とします。
- いつの利用から支給対象となるのか。
 - 2020年7月1日からです。
- 現場効率化アプリを利用している職長が二次の場合でも、対象になるのか。
 - はい、対象となります。通常は一次下請の職長さんが対象者と考えていますが、現場によっては、二次以下の職長さんがアプリを利用する場合も想定されるため、対象とします。なお、申請（請求）については、二次下請ではなく、一次下請から申請して頂きます。
- 現場の詰所や会議室に西松が設置した共有パソコンを利用し、現場効率化アプリを使用した場合も対象になるのか。
 - なりません。当社が設置したパソコンの通信料は当社が負担しているためです。
- JV現場も対象となるのか。
 - スポンサー工事のみ対象となります。

<申請>

- 請求書はあるのか。
 - 押印した紙の請求書は必要ありません。西松指定の『通信料補助申請書（エクセル書式）』を当社と直接取引のある一次下請が作成し、指定のメールアドレスに添付し、送信する方法です。
 - データを添付する際は圧縮せずにメールしてください。
 - 通信料補助申請書は右記のQRコード先から入手できます。
 - 指定のメールアドレス nishi_commfee@nishimatsu.co.jp
 - 職長さんが西松指定の『通信料補助申請書』を一人ひとり作成するのは大変ではないか。
 - 従事する職長さんの分を所属する事業者がまとめて入力し、申請して頂きます。もし、二次以下の職長さんが現場効率化アプリを利用する場合、その上位である一次下請から請求して頂きます。
 - 一か月間のうち、途中で別のゼネコンの現場に行ったり、また2週間しかアプリを使わなかった場合、減額されるのか。
 - されません。下記の例では、7月分として満額1,000円を支給します。
- The diagram shows a sequence of three periods:

 - Period 1: 従事期間：7/1～7/7 (Work period: 7/1~7/7), 西松建設：〇〇新築工事 (Nishimatsu Construction: OO New Construction)
 - Period 2: 7/8～7/22 (7/8~7/22), 西松建設以外の現場 (Other than Nishimatsu Construction site)
 - Period 3: 従事期間：7/23～7/31 (Work period: 7/23~7/31), 西松建設：△△増築工事 (Nishimatsu Construction: △△ Renovation)
- 支払いに際して、請求書が無くても問題ないのか。
 - 問題ありません。実際に利用していることを検収・確認していることと、見積依頼書に当制度を追記します。また、通信料補助は非課税扱いのため、消費税法上も問題ありません。
 - 現場効率化アプリを必ず利用しなければならないのか。
 - 当社としては、現場生産性向上のため、現場効率化アプリの利用を推奨しています。是非、積極的に利用をお願いします。
 - 締切に間に合わなかった場合、どうなるのか。
 - 申し訳ありませんが、自動化システムのため対応できません。
 - 例えば、3月1日に利用した場合、3月2日に申請可能です。余裕をもって申請してください。



<その他>

- 現場効率化アプリを利用しているか、どのように確認・検収するのか。
 - 確認・検収は本社 N ネットサポート課が行います。以下の検収方法を考えています。
 - ① Buildee から利用履歴を抽出し、のデータ化
 - ② 通信料補助申請書のメール受信（指定メールアドレス）
 - ③ 受け取ったメールを BOX 内で処理し、データ化
 - ④ 上記①と③のデータの突合
 - ⑤ 上記④で確認できなかったデータは本社 N サポ課が現場に電話し、確認
- 説明資料はあるのか。
 - 協力会社向け、職長さん向けの資料を用意しています。現場災害防止協議会などを通じ、ご案内します。
 - 社外ホームページにも掲載します。
社外ホームページのURL <https://www.nishimatsu.co.jp/partner/>